

確 認 業 務 規 程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 6 条）
- 第 2 章 確認の申請の受理（第 7 条―第 10 条）
- 第 3 章 確認業務の手数料（第 11 条）
- 第 4 章 確認業務の実施方法（第 12 条―第 17 条）
- 第 5 章 事前処理確認済証の交付（第 18 条―第 21 条）
- 第 6 章 秘密の保持及び公正の確保（第 22 条―第 23 条）
- 第 7 章 確認員（第 24 条―第 29 条）
- 第 8 章 雑則（第 30 条―第 36 条）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この確認業務規程（以下「規程」という。）は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 9 条の 11 第 1 項に規定する確認業務規程であり、法第 9 条の 7 の規定により海上保安庁長官の登録を受けた登録検査機関である一般社団法人日本海事検定協会（以下「協会」という。）が行う法第 9 条の 2 第 4 項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）の実施に関し必要事項を定めたものである。その適正、確実かつ公正な実施を図ることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 この規定に定める確認業務は、この規程及び別に定める細則によるほか、関係する法令及び通達により、適正、確実かつ公正に行うものとする。

（用語）

第 3 条 この規程において使用する用語は、別に定めるもののほか、法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号。以下「令」という。）及びこれらに基づく命令において使用する用語の例による。

（確認業務を行う事業場）

第 4 条 確認業務を行う事業場（以下「確認事業場」という。）の名称及び所在地は別表に定めるところとする。

（確認業務の取扱日等）

第 5 条 確認事業場は、次に掲げる日を除き確認業務を取扱うものとする。

- 一 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 二 1 月 2 日から 1 月 4 日まで、12 月 30 日及び 12 月 31 日
- 2 確認事業場の確認業務の取扱時間は、次のとおりとする。
 - 一 平日 午前 9 時から 12 時まで
午後 1 時から 5 時まで
 - 二 土曜 午前 9 時から 12 時まで

- 3 協会は、必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、取扱日以外の日及び取扱時間外に確認業務を行うことができるものとする。

(専決)

第6条 確認業務において確認の申請の受理、確認の実施及び事前処理確認済証の交付に係る決裁は、確認事業場の長が専決処理するものとする。

第2章 確認の申請の受理

(確認の申請の受理)

第7条 確認の申請の受理は、事前処理確認申請書(以下「確認申請書」という。(第1号様式(A4判)))の提出を受けて行うものとする。

第8条 確認事業場の長は、申請者より確認申請書の提出があったときは、当該申請者が法第9条の2第4項の確認を受けなければならない者であること、申請手続が申請代理人によってなされるものにあつては申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名を記載のうえ申請代理人の氏名及び住所を記載したものであること、確認申請書の記載事項に不備のないこと等を審査し、適正であると認められるものについてはこれを受理するものとする。

(確認の日時及び場所)

第9条 確認事業場の長は、申請者と協議の上、確認を行う日時及び場所を決定するものとする。

第10条 (略)

第3章 確認業務の手数料

(手数料)

第11条 手数料の額は、確認を受けようとする貨物艀の数が1艀の場合には2万6千百円、2艀以上の場合には2万6千百円に1艀を増すごとに1万2百円を加算した額とする。

- 2 確認を実施する場所が、事業場より遠隔地にある場合は、移動に要する実費を請求するものとする。
- 3 確認手数料の収納は、確認の申請時に、現金又は銀行振込で行わせるものとする。
- 4 確認事業場の長は、前項の規定にかかわらず、実状に応じ収納の方法及び時期を変更できるものとする。
- 5 協会は、納付された手数料については、確認の実施に着手した後は理由の如何を問わず返却しないものとする。

第4章 確認業務の実施方法

(確認の準備)

第12条 確認事業場の長は、確認の申請を受理したときは、申請者に対し事前処理の方法に応じ、確認のために必要な準備を指示するものとする。

2 (略)

(確認の実施)

第13条 確認事業場の長は、確認員を指名して、確認の申請を受けた船舶に関して、その実施する事前処理の方法が法第9条の2第3項に基づき令別表第1の6第1号に定める基準(以下「基準」という。)に適合しているかどうかの判定に関する業務(以下「判定業務」という。)を行わせるものとする。

(判定業務の実施の要領)

第14条 判定業務の実施の要領は、別に定める細則によるものとする。

第15条 確認員は、判定業務を行うに当たって、確認のために必要な準備がなされていない等の事由により判定業務を実施できない場合は、直ちに、確認事業場の長に報告するものとする。

(基準適合性の判定)

第16条 確認員は、申請者の実施する事前処理が基準に適合していないと認めるときは、適合するまで判定業務を継続するものとする。

2 基準に適合させることができないと認めるときは、直ちに、確認事業場の長に報告するものとする。

3 確認員は、第1項の事前処理が基準に適合すると判定したときは、船長又は有害液体汚染防止管理者立ち会いのもとに、有害液体物質記録簿の所定欄に署名押印するものとする。

第17条 (略)

第5章 事前処理確認済証の交付

(事前処理確認済証の作成及び交付)

第18条 確認事業場の長は、確認を実施した場合は、事前処理確認済証（以下「確認済証」という。（第3号様式（A4判）））を作成し、交付するものとする。

2 確認済証の交付は、申請者又は当該申請者から委任を受けた者に直接手交するものとする。

3 前項の委任を受けた者に確認済証を手交する場合は、交付に先立ち、当該申請者からその委任を受けた旨の書面を提示させたうえで、これをしなければならないものとする。

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第6章 秘密の保持及び公正の確保

(秘密の保持)

第22条 確認の業務に従事する役員及び職員は、業務上知り得た情報等の秘密を保持しなければならない。

(公正の確保)

第23条 確認の業務に従事する役員及び職員は、業務の公正を確保しなければならない。

第7章 確認員

(確認員の選任)

第24条 協会の会長（以下「会長」という。）は、次条に定める資格を有する者が確認員としての技能及び品格を有すると認め、確認員に選任する必要がある場合は、当該資格者を確認員に選任するものとする。

第25条 (略)

第 26 条 (略)

(確認員による判定業務の実施)

第 27 条 確認員は、判定業務の実施に当たっては、基準に則り、適正、確実かつ公正に行わなければならないものとする。

(確認員の身分証明)

第 28 条 確認員の身分証明は、会長が交付する確認員選任証によるものとする。

(確認員の研修)

第 29 条 協会は、必要に応じ確認員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施し、確認員の資質の向上及び確認の同一水準性の維持を図らなければならないものとする。

第 8 章 雑 則

第 30 条 (略)

第 31 条 (略)

第 32 条 (略)

(安全対策)

第 33 条 確認業務の安全対策は、別に定めるところによるものとする。

(濃度測定に用いる機器)

第 34 条 協会は、濃度測定に用いる機器を必要に応じて確認事業場に備え置くものとする。

第 35 条 (略)

第 36 条 (略)

附 則 (略)